

令和 7 年度女性のためのデジタル人材育成および就労支援事業業務委託
企画競争の実施の公示

岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり公示します。

令和 7 年 4 月 2 1 日

岡山市長 大森 雅夫

1 目的

女性のためのデジタル人材育成および就労支援事業を実施するにあたり、提案書の公募による企画競争を実施し、受託事業者を特定する。

2 業務の概要

- (1) 委託名 令和 7 年度女性のためのデジタル人材育成および就労支援事業業務委託
- (2) 業務内容 別紙仕様書（案）のとおり
- (3) 委託期間 契約日から令和 8 年 3 月 1 3 日（金）まで
- (4) 概算予算額 総額 3, 2 0 0, 0 0 0 円
（消費税及び地方消費税（1 0 %）を含む）以内
- (5) 支払条件 完了後払い
- (6) 契約保証 契約保証金（契約金額の 1 0 / 1 0 0 以上の額）
本契約に係る契約保証金の種類は、①契約保証金の納付、銀行等の金融機関の保証、③履行保証保険による保証のいずれかとする。

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 及び岡山市契約規則（平成元年市規則第 6 3 号）第 2 条第 1 項に掲げる者でないこと。
- (2) 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和 6 1 年市告示第 1 2 0 号）に基づき、岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格名簿」という。）に登載され、「役務」部門で、業種「研修」、業種細区分「各種研修等の企画・講師派遣」の登録があること。
- (3) 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市指名停止基準に基づく、指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- (4) 委託事務事業の執行の適正化に関する規程（昭和 5 8 年市訓令甲第 2 0 号）第 1 0 条第 1 項及び第 2 項に定める市内業者、市内扱い業者及び準市内業者であること。
- (5) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続き開始の申し立て

がなされている者（更生計画認可の決定又は再生計画認可の決定を受けているものを除く。）でないこと。

- (6) 職業安定法（昭和22年法律第141号）に基づく有料職業紹介事業の許可を受けていること。

4 日程及び期限

内容	日程・期限
仕様書等の交付	公示日から令和7年5月16日(金)まで
仕様書等に関する質問受付	令和7年5月2日(金)午後3時まで
仕様書等に関する質問回答	令和7年5月9日(金)午後3時頃掲載
企画提案書の提出	令和7年5月12日(月)から令和7年5月16日(金) 午後5時15分 まで（必着） ・各日午前9時から正午、午後1時から午後5時15分
プレゼンテーションの実施	令和7年5月27日(火)の指定する時間
審査結果の通知	令和7年6月2日(月)頃

5 仕様書等の交付方法

岡山市ホームページ（業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他＞令和7年度）からダウンロードすること。

●ホームページアドレス：<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-17-0-0-0-0-0.html>

6 仕様書（案）等に関する質問の受付及び回答

(1) 質問書提出方法

「質問書」により、下記のメールアドレス宛に、件名を「令和7年度女性のためのデジタル人材育成および就労支援事業業務委託・質問書」として、電子メールで送信後、電話により到着確認すること。

●メールアドレス：danjo@city.okayama.lg.jp

(2) 回答方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他＞令和7年度）へ掲載する。

●ホームページアドレス：<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-17-0-0-0-0-0.html>

7 企画提案書等の提出

(1) 提出期間

令和7年5月12日(月)から令和7年5月16日(金)午後5時15分まで（必着）

(2) 提出方法

岡山市女性が輝くまちづくり推進課宛に持参又は郵送により提出期間内に提出すること。郵送の場合は「令和7年度女性のためのデジタル人材育成および就労

支援事業業務委託 企画提案書在中」と朱書きの上、一般書留又は簡易書留により提出すること。

持参の場合は岡山市の休日を定める条例（平成元年市条例第44号）に規定する休日は除く。また、各日の受付時間は午前9時～正午及び午後1時～午後5時15分とする。

（3）提出書類

①参加申請書

②企画提案書（カラー印刷 A4判）

下記事項について提案してください

- ・委託業務実施にあたって、ライフステージの変化により離職した女性や非正規雇用女性の希望する形での就労につなげる支援に対する考え方（様式1）
- ・講座開催案（方針、講師、内容、募集人数、回数、時間、開催時期、実施方法（個人情報の取扱いと管理方法を含む）、実施体制）（様式2）
- ・個別相談・就労支援の計画案（就労等に効果的につながる支援の提案）（様式3）
- ・令和2年4月以降で、民間企業又は官公庁の「女性の就労支援にかかる個別相談支援または講座（セミナー）」を受託し完了した実績について（様式4）
- ・委託業務の広報案（チラシの配布に加え、効果的な広報及び対象者への働きかけ等）（様式5）
- ・経費見積書（任意様式）

※見積書記載金額については、本業務の総額の本体価格（税抜）、消費税額（地方消費税を含む）を別々に記載し、合計金額を明記すること。

（4）提出部数

①企画競争参加申請書 1部

②企画提案書

- ・提案事業所名（商号又は名称）の記載及び代表者印があるもの 1部（正本）
 - ・提案事業所名（商号又は名称）の記載がないもの 6部（副本）
- ※全ページ片面印刷とし、左上1か所をホッチキス止めすること。

（5）注意事項

- ①「企画競争参加申請書」には連絡先（電話番号、電子メールアドレス等）を記入すること。
- ②仕様書等に関する質問事項を確認のうえ、提出すること。
- ③提出期限までに提出されなかった提出書類は、いかなる理由でも受理しない。
- ④提出書類の提出期限後の差し替え、再提出は認めない。

8 特定方法等

（1）審査体制

岡山市市民協働局事務事業委託審査委員会（以下「委員会」という。）で審査

を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を特定する。

（２）審査方法

- ①委員会は、提出書類を用いたプレゼンテーションにより、審査項目について審査を行う。
- ②各委員は、評価基準をもとに１００点満点で審査し、全委員の合計得点により最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を特定する。
- ③委員の審査点数の平均点が、６０点未満の提案については特定しない。
- ④最適な提案者が複数あるときは、「（４）評価基準」の「No2 講座開催案（方針）」、「No3 講座開催案（講師、内容、募集人数、回数、時間、開催時期、実施方法（個人情報への取扱いと管理方法を含む）、実施体制）」、「No4 個別相談・就労支援の計画案（就労等に効果的につながる支援の提案）」の合計得点が最も高い提案者を最適な提案者とする。
- ⑤上記④により最適な提案者の合計点数及び「（４）評価基準」の「No2 講座開催案（方針）」、「No3 講座開催案（講師、内容、募集人数、回数、時間、開催時期、実施方法（個人情報への取扱いと管理方法を含む）、実施体制）」、「No4 個別相談・就労支援の計画案（就労等に効果的につながる支援の提案）」の合計得点と同じ場合は、くじ引きにより最適な提案者を特定する。

（３）プレゼンテーションの実施

- ①発表時間は１事業者につき１５分程度とし、その後委員から質問を行う。
- ②ヒアリングに用いる資料は、事前に提出された企画提案書及び見積書に限る（プロジェクター等の機器の使用は不可）。
- ③ヒアリングの詳細な日時、場所については後日知らせる。
なお、提案者が１社の場合でもヒアリングを実施する。

（４）評価基準

別紙１のとおり

（５）提案者の失格

提案者の失格契約の相手方として決定するまでに提案者が、次のいずれかに該当する場合には失格とする。

- ①「３ 参加資格」を満たさなくなった場合
- ②提出書類に虚偽又は不備があった場合
- ③契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ④提案者が個別に委員会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤提案者がプレゼンテーションに出席しない場合
- ⑥見積額が概算予算額を超過している場合
- ⑦その他委員会で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

（６）特定結果の通知

最適な提案者に対しては提案書を特定したことを書面により通知する。特定されなかった提案者へは提案書を特定しなかったこと及び特定しなかった理由を書面により通知する。

9 契約書案

別紙「契約書（案）」のとおり

10 契約手続等

最適な提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じない。

委員会で選定された最適な提案者と協議し企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に、失格条件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとする。

11 その他留意事項

- （１）提案書の作成、プレゼンテーションなど提出に関する費用は、すべて提案者の負担とする。
- （２）提出された提案書等は、事業受託者の選定以外には使用しない。
- （３）特定しなかった提案書は、原則として返却する。返却が不要な場合は、提出時にその旨を連絡すること。
- （４）提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とするとともに、提案者に対しては指名停止を行うことがある。
- （５）提案書は、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより、当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となる。ただし、提案書特定期間中は、同条例第5条第4号イの規定により、開示の対象としない。
- （６）この企画競争の概算予算額は、この業務の契約締結に係る許容（予定）価格ではない。
- （７）この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とする。
- （８）この企画競争は、本公示で定めるもののほか、岡山市契約規則及び岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱に定めるところによる。

【提出先・問い合わせ先】

岡山市市民協働局市民協働部女性が輝くまちづくり推進課
（岡山市役所本庁舎7階） 担当：高畑
〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号
電話：(086)803-1115 FAX：(086)803-1845
電子メール：danjo@city.okayama.lg.jp